

資料 1

「泉佐野市男女共同参画推進条例（仮称）」骨子案に対するパブリックコメントの結果報告

- 1. 実施日 平成 27 年 12 月 22 日（火）～平成 28 年 1 月 29 日（金）
- 2. 実施方法 市ホームページへの掲載、情報公開コーナー・人権推進課・いずみさの女性センター・北部市民交流センター（本館）・南部市民交流センター（本館）・次世代育成地域交流センターでの閲覧及び配布
- 3. 応募件数 40 人（のべ総件数 114 件、うち名称に係わる件数 81 件、その他 33 件）
- 4. ご意見及び回答

整理番号	項 目	意 見 の 内 容	意見に対する市の考え
1	名称 (正式名称)	案 1 (いずみさの男女共同参画基本条例) 15 名 案 2 (泉佐野市男女共同参画推進基本条例) 5 名 案 3 (男女共同参画推進条例) 4 名 案 4 (いずみさの男女共同参画 (の) まちづくり条例) 8 名 案 5 (いずみさの女男 (ひとひと) の未来を創る条例) 6 名 案 6 その他 ・いずみさの人材 (ひとひと) を活 (い) かす条例 ・泉佐野市男女平等参画基本条例 ・27 年度キャッチフレーズ「地域力×女性力=無限大の未来」	条例の名称について、多くのご意見を賜り有難うございました。泉佐野市男女共同参画推進条例（仮称）は、本市の男女共同参画の推進に関する基本理念及び本市が取り組む男女共同参画の推進の方針を示す基本条例となっております。条例の趣旨目的が分かりやすく表現できるよう検討させていただきます。
2	名称 (愛称)	案 1 (いずみさの女 (ひと) 男 (ひと) 条例) 20 名 案 2 (いずみさの男女共同参画 F i n e 条例) 14 名 案 3 その他 ・いずみさのひとひと条例 ・いずみさの男女共同参画条例 ・女 (ひと) 男 (ひと) でつくる町・いずみさの ・人材 (ひと) は宝だ条例 ・心豊かな未来を創る町作り条例 ・泉佐野男女条例	
3	名称 (その他)	正式名称にはむずかしい言葉で、愛称についてはわかりやすく短くと思いました。	
4	名称 (その他)	正式名称と愛称を関連付けて決める方がわかりやすいと思う (正式名称を案 5 にした場合、愛称は案 1 とする)。	

整理番号	項目	意見の内容	意見に対する市の考え
5	名称（その他）	近年、ひらがなの市名があるなかで、あえて「いずみさの」とひらがな表記にする必要はない。	ご意見の趣旨を踏まえ、検討させていただきます。
6	名称（その他）	「男女」を入れると「男」と「女」の順番について、「男女」「女男」とすでに差別感が感じられる。すべての人材を大切にすイメージが良いと思う。	当該条例は、性別に関わりなく個人の能力を十分に発揮できる機会が確保され自らの意思によって自由に生き方や働き方を選択することができる男女共同参画社会の実現をめざし制定するものです。当該条例の趣旨を鑑み、いただきましたご意見を参考に検討させていただきます。
7	名称（その他）	前文にあるように「法の下での平等をもとに、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会の動きと連動して進められてきました。」は事実でしょうが、十分には実現されていないのが現状だと思う。そこでこれまで以上に、男女平等の理念を掲げ、その実現に向けた取り組みを推進していく必要があると考えますので、名称には「平等」という言葉を盛り込むべきと考える。	
8	名称（愛称）	愛称を付けること自体には賛成です。それはこのような動きに関心のない人にもアピールするという意味で、何のための計画か、その本質が誰にでもわかるようにするというに意味があるからです。ただ、「男女平等」という言葉に強いアレルギーのある人も多数いるという現実を考えれば、たとえ、そのアレルギーが誤解に基づくものであったとしてもそれらの人の意識をいたずらに刺激するのは得策とは思えません。その意味で「女（ひと）男（ひと）」という名称には賛成しかねます。又、案2の「Fine 条例」とは、上述の愛称を付ける意味からいっても何の事かわからず賛成できません。	
9	前文	「日本国憲法」は、法律名称表記と同様「 」表記の方が良い。	
10	前文	3行目「男女共同参画社会の～推し進められているところです。」について、4行目の「近年では、」を3行目頭に移動し「近年では、男女共同参画社会の～推し進められているところです。」にしたほうが、時代の経過を明示できる。	いただきましたご意見を踏まえ、表記方法について検討させていただきます。
11	第2条	(8)は、細部にわたり丁寧に作られていると思う。	本市男女共同参画の推進を今後より一層努めてまいります。

整理番号	項目	意見の内容	意見に対する市の考え
12	第2条(11)	「国際社会における取組と協調」させる意味での追加が必要かと。 (定義)(11)について(L・レズビアン)(G・ゲイ) (12)(11)に追加として、 ・身体上の性別が不明瞭である人(B・バイセクシュアル) ・性同一性障害(T・トランスジェンダー) 最近(性別違和感症候群)も用いられている。現在スタート地点で、今後の時代の流れを考えると、定義に入れておいた方がよいのではないのでしょうか？	当該条例は本市の男女共同参画の推進に関する基本理念を示すものであり、第3条、第8条の表記と関連づけて検討させていただきます。
13	第8条、第9条	明確で良いと思う。	引き続き検討を進めてまいります。
14	その他	条例案のひな型以外の市独自の部分をしっかり議論して下さい。	男女共同参画の視点に立った施策がより効果的に進められるよう検討してまいります。
15	第8条(5)	社会では、メディアを通じて放送されオープンになりつつあるが、現実はまだまだ厳しい状況。生きづらさの根底を考慮していただきたい。	誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、市主催の総合相談事業をはじめとした支援等の充実を図り対応してまいります。
16	第9条	「すべての人は～」について、第2条(3)、(4)なので、統一したら良いと思う。	ご指摘の通り、表記方法について検討修正をさせていただきます。
17	第12条	「いずみさの女性センター」と改組し、男女共同参画の内にくみ込むのも一案。	いずみさの女性センターは、本市における男女共同参画の拠点施設として参加・協働型事業を中心に市民の皆様の学習・交流・相談施設として様々な事業を実施しております。今後も、引き続き事業内容の充実を図るとともに他の公共施設との連携を深めより多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。
18	第12条	拠点施設の整備に関して、「努めるものとする」という表現は弱いと思います。	いただいたご意見を踏まえ、表現内容について検討してまいります。
19	第18条	(相談者対応及び被害者支援)関係機関との連携を図りワンストップ機関での対応など将来を見据えた条例も欲しいと思います。	市民の皆様が安心して暮らしていけるよう、相談者に寄り添い自立及び自己実現を図っていけるよう国や大阪府、近隣市町村をはじめ関係機関との連携を図ってまいります。

整理番号	項目	意見の内容	意見に対する市の考え
20	その他	市長にお願いします。男女、色々な能力のある人が平等に評価され、生きやすい環境をつくってほしいと望みます。	男女共同参画の視点に立った施策を進めてまいります。
21	その他	コンパクトにまとまっていて良い。	引き続き検討を進めてまいります。
22	その他	セクハラ・マタハラについても取り組まれていて心強い。	すべての人の人権や生きがいが尊重されるまちづくりをめざしてまいります。
23	その他	差別するのではなくその人の個性を活かせる環境づくりが大切。	すべての人の人権や生きがいが尊重されるまちづくりをめざしてまいります。いただきましたご意見を参考に検討してまいります。
24	その他	「委任」と「市の責務」との力の強さ（効力というのか）がもう少し明確になると安心です。市長によって、右往左往することのないように。	
25	その他	第3条（4）の政策決定過程へのすべての人の参画促進、第1条の積極的改善措置を含む男女共同参画推進施策という条文があるのですから、これに関する独自の審議会を設け、そこに積極的改善措置を導入すべきと考えます。	いただきましたご意見を参考とさせていただき、これまでの経過を踏まえつつ名称変更等による既存組織の活用を含め検討させていただきます。
26	その他	条文が長いのもっと簡潔に書いている資料があれば良いと思う。	当該条例概要を分かりやすくまとめ、市報やHPチラシ等で市民の皆様への周知を行ってまいります。
27	その他	本文に基づき男女共同参画を積極的に進めてもらいたい。	本市における男女共同参画の推進を今後より一層努めてまいります。
28	その他	市職員の女性管理職の数値目標を国同様（30％）に設定し、目標達成を目指してもらいたい。	国においては、平成15年の男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、30％程度に」との目標を設定し様々な取組みを進めており、平成27年8月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性活躍推進法」が成立、社会全体が女性が働きやすい環境を整えられるよう男性中心型労働慣行の見直しや長時間労働の削減、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）による職場における男女間格差の是正等がすすめられております。本市

整理番号	項目	意見の内容	意見に対する市の考え
			におきましても、「女性活躍法」に基づく特定事業主行動計画を速やかに策定し着実な実行に努めてまいります。
29	その他	参画する機会が確保されること→女性比率をあげる、登用していくなどにたった視点がほしい。	審議会等の委員の選任につきましては「泉佐野市附属機関条例」により、審議会等の設置目的又は所掌事務に照らして人選を行うこととしております。すべての人が生きがいを持って充実した生活を送ることができる地域づくりには、男女共同参画の視点が反映され男女の多様な選択を可能とすることが必要と考えております。これらのことに留意しながら選任できるよう、関係各課に働きかけてまいります。
30	その他	泉佐野市審議会委員の数値目標40%を達成すべきだと思う。男性女性の視点からの意見が必要だ。	
31	その他	男女共同参画の意味を知ってもらえるように、又、理解を深めてもらえるように講座・イベント等を開催し、一人でも多くの参加をうながす。そのために、身近なじんけんワーク(話し合いの場)の定期的開催、住民が今、どう意識をもっているか、そしてこれからどう変えていくべきかを考えていく場はどうでしょう。思いつきで申し訳ありません。私は、長期的・定期的に考えなければいけない事と思っています。	いただきましたご意見を参考としまして、人と人が交流し、互いの人権を尊重し合える地域づくりをめざし事業内容の充実を図ってまいります。
32	その他	セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、マタニティ・ハラスメント様々な人権侵害で多くの方が悩み傷ついています。ジェンダーの問題点を再認識したいと思っています。	男女がさまざまな分野でそれぞれの個性と能力を發揮できるよう、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の相談対応やその防止・啓発の充実に努めてまいります。
33	その他	男女共同参画の推進に、ゲストティーチャー活動はとっても必要だと思います。	今後の事業展開に活かしていく所存です。